附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。ただし、第一条中農地法施行令第一条の十一第一号及び第一条の十九第一号の改正規定、第三条中農業振興地域の整備に関する法律施行令第五条の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の施行前にした改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第二十七条の十二第一項の規定による命令に関し改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条　改正法附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第二十条の規定による廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）第四条第一項の規定の適用については、同項第二号ロ中「通知又は公告」とあるのは「公告」と、「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。

第四条　附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行前にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請であって、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の農地法施行令第十一条第一号及び第十九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　改正法附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一条の規定による改正前の農地法施行令第十六条から第十八条までの規定の適用については、同令第十六条第一項第七号中「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同令第十七条中「買収前の所有者又はその一般承継人に通知しなければならない。この場合において、通知することができないときは、その旨を公告して通知に代えることができる」とあるのは「土地等の売払いを行う旨、その土地等の所在、地番、地目及び面積、買収前の所有者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公告し、かつ、その公告をした旨を買収前の所有者又はその一般承継人であつて知れているものに通知しなければならない」と、同令第十八条第一号中「通知若しくは公告」とあるのは「公告」と、「三箇月」とあるのは「六箇月」とする。

第六条　この政令の施行前に第四条の規定による改正前の農地法による不動産登記に関する政令第一条各号に規定する買収、売渡し又は譲与をした場合及び改正法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第七十二条の規定による買収をした場合における登記については、なお従前の例による。

（農地対価等徴収令及び国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令の廃止）

第七条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　農地対価等徴収令（昭和二十七年政令第四百八十二号）

二　国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令（昭和四十六年政令第百五十七号）

（地方自治法施行令の一部改正）

第八条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の項中「第五十一条の三、第五十一条の五」を「第五十一条の二」に改め、同表農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項中「第二十三条第二項各号」を「第四十二条第二項各号」に改め、同項第一号中「第一条の二第二項（第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項及び第十三条の二第二項」を「第三条第二項（第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項」に改め、同項第二号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同項第三号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同項第四号中「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同表農地対価等徴収令（昭和二十七年政令第四百八十二号）の項を削り、同表独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の項中「第二十七条第二項」を「第二十七条」に改める。

別表第二農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項第一号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項第二号中「第一条の九第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第三号中「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項第四号中「第一条の十七第二項」を「第十七条第二項」に改める。

（国有財産法施行令の一部改正）

第九条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イからハまでの規定中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同項第二号中「第九十四条の九若しくは」を「第九十四条の九又は」に改め、「又は農地法第七十八条第二項若しくは農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第十五条第一項」を削る。

（地方財政法施行令の一部改正）

第十条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第四号を削り、同条第五号中「第二十条」を「第十八条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を削る。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　改正法附則第四条第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前条の規定による改正前の地方財政法施行令附則第十七条第六号に規定する農業委員会の承認又は裁定に要する経費及び同条第七号に規定する都道府県知事の許可に要する経費については、なお従前の例による。

（土地改良法施行令の一部改正）

第十二条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出し中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同条中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十一条から第五十一条の三までを削り、第五十一条の四を第五十一条とし、第五十一条の五を第五十一条の二とする。

第五十二条第一項中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同項第一号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項第二号中「同項第三号イ」を「同項第二号イ」に改め、同号ロ中「又は第二号」を削り、同項第二号の二を次のように改める。

二の二　国営土地改良事業により生じた農業用用排水施設の管理にあつては、当該事業に要する費用の額の百分の四十五に相当する額

第五十二条第二項中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「第八十七条の二第一項第二号」を「第八十七条の二第一項第一号」に改める。

第五十三条の四中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第七十二条の二（見出しを含む。）中「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に改める。